

公益財団法人 品川区スポーツ協会
運 営 規 程

協会規程第 1 号

目 次

- 第 1 章 総則(第 1 条)
- 第 2 章 加盟団体(第 2 条—第 7 条)
- 第 3 章 寄付(第 8 条—第 9 条)
- 第 4 章 専門委員会(第 10 条—第 20 条)

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人品川区スポーツ協会（以下「協会」という。）を円滑に運営するため、定款に定めるもののほか、必要な事項について定めることを目的とする。

第 2 章 加盟団体

(加盟団体)

第 2 条 定款第 37 条に定める加盟団体は、品川区の区域を構成範囲として結成された種目別スポーツおよびレクリエーションの団体で協会の運営する事業に積極的に参画できる団体（以下「団体」という。）をいう。

2 加盟団体は、別表第 1 のとおり

(入会手続き)

第 3 条 加盟を希望する団体は、次の書類を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 入会申請書（様式第 1 号）
- (2) 規 約
- (3) 役員名簿
- (4) 当該年度の事業計画書および予算書ならびに前年度の事業報告書および決算書
その他参考となる書類

(入会審査基準)

第 4 条 加盟を希望する団体の審査は、次の基準による。

- (1) 事務所または連絡場所が品川区内にあること。
- (2) 役員および構成員の 3 分の 2 以上が品川区内に居住または勤務していること。
- (3) 団体の構成は、個人構成員 50 名以上または構成団体 10 以上であること。
- (4) 加盟は、一種目につき一団体とする。

(団体の入会審査)

第 5 条 理事長は、入会申請書を受理し、前条の規定による審査の結果加盟団体として妥当と認められるときは、第 11 条に定める総務委員会の意見を聞き、理事会の承認

を得て加盟団体とすることができる。

(団体の責務)

第6条 加盟団体は、スポーツ及びレクリエーション団体として、運営について公正性、公平性、透明性を確保しなければならない。

2 加盟団体は、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に努めなければならない。

3 前条の規定により、加盟団体として承認された団体は、第7条に定める入会金および会費を納入しなければならない。

4 定款第4条に定める協会事業の実施運営に参加すること。

5 第10条第3号に定める事業委員会の委員を選出すること。

(入会金および会費)

第7条 入会金は20万円とし、団体として承認された日から30日以内に納入しなければならない。

2 会費は、分担金、登録会費、事業会費とし、各会費および納入期限は下表のとおりとする。

表

区 分	説 明	納入期限
分 担 金	年額 20,000 円	毎年6月末日
登 録 会 費	年度当初の会員登録数に 個人50円, 団体500円 を乗じた金額 但し、小学生以下の子どもは除く	毎年6月末日 ただし4月2日以 降の会員登録者 随 時
事 業 費	団体実施事業の参加者数に 個人50円, 団体500円 を乗じた金額 但し、小学生以下の子どもは除く	事業完了後14日 以内

第3章 寄 付

(寄付の受領)

第8条 協会は、定款第3条の目的に賛同し、協会の運営を支援する個人、団体、及び法人からの寄付を受領する。

(寄付の手續)

第9条 寄付をしようとする者は、寄付申込書(様式第2号)を理事長あてに提出するものとする。

第4章 専門委員会

(専門委員会)

第10条 協会事業の運営を円滑に行うために、理事長のもとに協会事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。但し、理事長が必要と認めた場合は臨時に部会等を設置することができる。

(所掌事務)

第11条 推進委員会は、次の業務を行う。

(1) スポーツ協会事業の推進に関すること。

(推進委員会の構成)

第12条 推進委員会に、次の委員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

(3) 委員 1団体1名

2 委員長、副委員長は、理事の中から理事長が委嘱する。

3 委員は、団体の構成員から選出し、理事長が委嘱する。

(委員長および副委員長の職務)

第13条 委員長は、委員会の会務を掌理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第14条 委員の任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。

2 補欠または増員による委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 委員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(委員会の開催)

第15条 推進委員会は、委員長が理事長の承認を得て招集する。

2 推進委員会は、委員総数の過半数が出席しなければ開会することができない。

3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数で決定する。可否同数のときは委員長がこれを決定する。

4 委員長が必要と認めたときは、推進委員会に関係者の出席を求めその意見を聞くことができる。

5 理事長、副理事長および常務理事は、推進委員会に出席して意見をのべることができる。

(委員の費用弁償)

第16条 推進委員会に出席した委員には、費用弁償として一律千円を支給する。

(報告)

第17条 委員長は、推進委員会の審議結果について理事長へ報告しなければならない。

第5章 団体代表者会議

(団体代表者会議の構成員)

第20条 団体代表者会議(以下「代表者会議」という。)の構成員は、理事長、副理事長、常務理事および団体代表者とする。ただし、理事長が必要と認めたときは、代表者会議に関係者の出席を求めることができる。

(代表者会議の開催)

第21条 代表者会議は、必要の都度理事長が招集する。

(団体代表者の費用弁償)

第22条 代表者会議に出席した団体代表者には、費用弁償として一律千円を支給する。

(委任)

第23条 この規程の実施について必要な事項は、別に理事長が定める。

付 則

1. この規程は、平成6年4月1日から施行する。
2. 協会設立時に品川川区体育協会および品川区レクリエーション協会に加入していた下記の団体は、この規程第3条の入会手続きをしたものとする。

- | | |
|------------------|---------------|
| (1) 軟式野球連盟 | (2) ソフトテニス連盟 |
| (3) 卓球連盟 | (4) バレーボール連盟 |
| (5) バasketボール連盟 | (6) 弓道連盟 |
| (7) 柔道会 | (8) 剣道連盟 |
| (9) 陸上競技協会 | (10) バドミントン協会 |
| (11) クレー射撃連盟 | (12) 空手道連盟 |
| (13) スキー連盟 | (14) サッカー協会 |
| (15) 水泳連盟 | (16) ライフル射撃協会 |
| (17) 少林寺拳法連盟 | (18) なぎなた連盟 |
| (19) ダンススポーツ連盟 | (20) テニス連盟 |
| (21) フォークダンス協会 | (22) 釣魚連合会 |
| (23) 民踊連盟 | (24) キャンプ協会 |
| (25) ホールルームダンス協会 | (26) 山岳連盟 |

付 則

この規程は、平成20年7月11日から施行する。ただし、第7条第2項の分担金の年額改定については、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

	団 体 名
1	品川区軟式野球連盟
2	品川区ソフトテニス連盟
3	品川区卓球連盟
4	品川区バレーボール連盟
5	品川区バスケットボール連盟
6	品川区弓道連盟
7	品川区柔道会
8	品川区剣道連盟
9	品川区陸上競技協会
10	品川区バドミントン協会
11	品川区クレー射撃連盟
12	品川区空手道連盟
13	品川区スキー連盟
14	品川区サッカー協会
15	品川区水泳連盟
16	品川区ライフル射撃協会
17	品川区少林寺拳法連盟
18	品川区なぎなた連盟
19	品川区ダンススポーツ連盟
20	品川区テニス連盟
21	品川区フォークダンス協会
22	品川区民踊連盟
23	品川区キャンプ協会
24	品川区ボールルームダンス協会
25	品川区ソフトボール連盟
26	品川区ゲートボール協会
27	品川区グラウンド・ゴルフ協会
28	品川区武術太極拳連盟
29	品川区ゴルフ連盟

30	品川区エアロビック連盟
31	品川区バウンドテニス協会